

◆令和6年度◆

事業者向け「所沢市省エネ機器導入補助金」

高効率空調機器・高効率照明機器のご案内

補助対象項目

高効率空調機器

既存の機器との入れ替えにより30%以上のCO₂排出量削減効果が得られるエアコンの導入

高効率照明機器

センサーやタイマーによる調光制御機能があるLEDの導入

◆申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

令和6年度 申請受付期間

令和6年10月30日（水）～令和7年1月31日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始は除く）

実績報告書を提出期限までに提出できない場合は補助金の交付ができません。

提出期限：工事完了から30日又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い方

●契約前かつ工事着工前に申請が必要です。

補助対象の工事を実施される方は、工事の見積り後、契約前かつ工事着工前、30日前までにまちごとエコタウン推進課へ申請書と必要書類をご提出ください。

●契約・着工済み案件申請の特例

令和6年5月24日～11月29日の間に契約・着工した方は特例として事後の申請を受け付けます。ただし、申請可能な期間は11月29日（金）までです。

【お問い合わせ先】

所沢市 環境クリーン部 まちごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133（平日 8:30～17:15） FAX：04-2998-9394

メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp



－目次－

■補助項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P3)

■申請期間、補助金が振り込まれるまでの流れ・・・(P4)

■共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P5～P7)
(補助対象者や申請方法など)

■補助対象項目・要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P8～P9)

■必要に応じて提出する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P9)



補助対象項目

この保補助金は国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を財源の一部としています。各要件は交付金を所管する国からの指導に基づき行っています。

補助対象項目	補助金額	合算上限額
高効率空調機器	補助対象経費※1の1/2	300万円
高効率照明機器		

※1 補助対象経費が20万円未満のものは対象外です。

●補助の申請は、一事業者につき同一年度で1回までです。高効率空調機器と高効率照明機器の導入を同時に申請する場合は、次の点にご留意ください。

- ・それぞれの補助対象経費を合算して20万円以上のものは補助対象

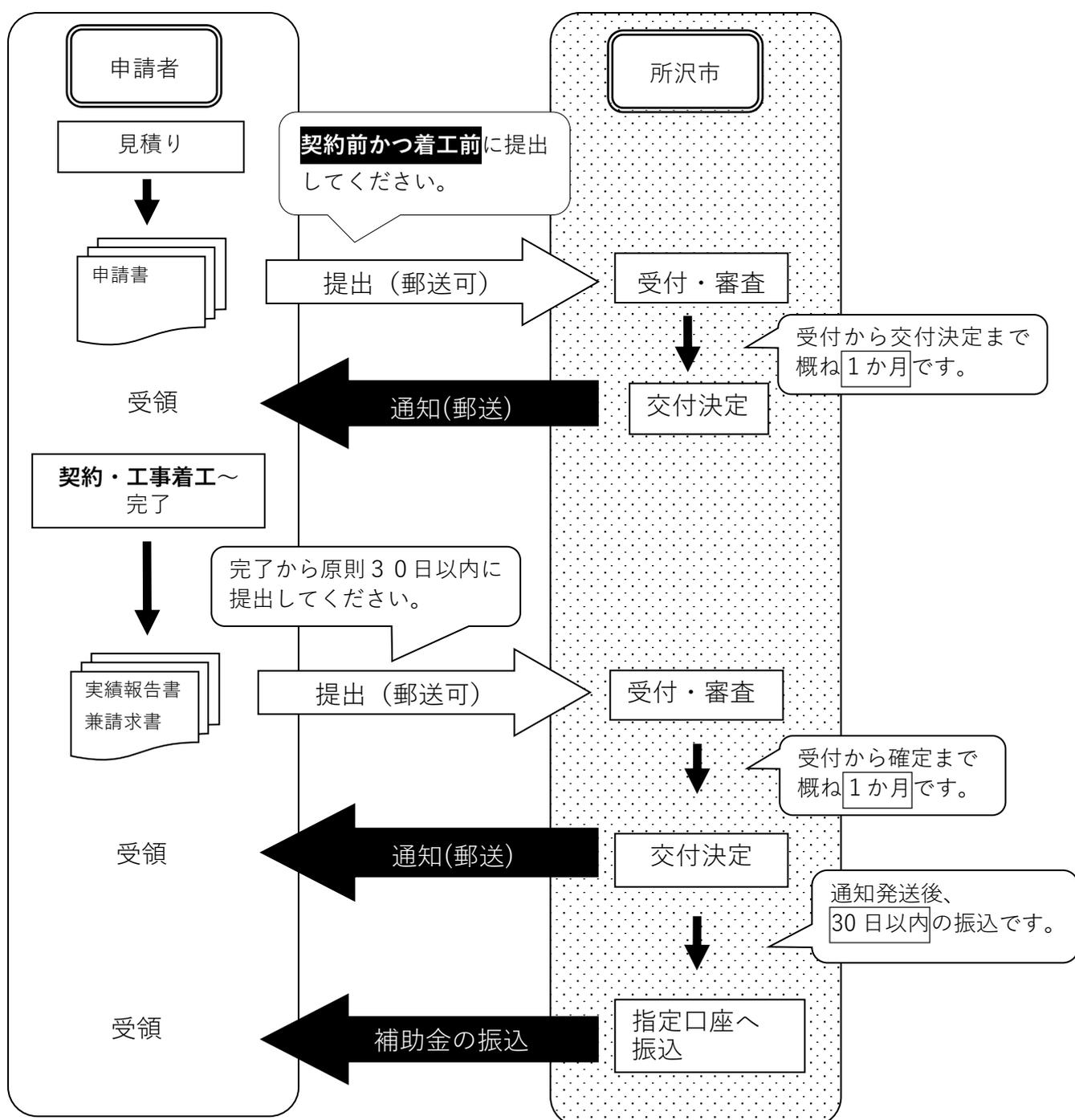
◆補助対象経費

補助対象項目	補助対象経費（全て税抜き）
高効率空調機器	①機器費…室内機、室外機、操作器、配管配線器具、必要不可欠な附属機器
	②設置工事費…設計費、労務費、直接経費、共通仮設費、付帯工事費、機械器具費、その他市長が認める経費
高効率照明機器	①機器費…LED照明器具、センサー、操作器、配管配線器具、必要不可欠な附属機器
	②設置工事費…設計費、労務費、直接経費、共通仮設費、付帯工事費、機械器具費、その他市長が認める経費

■申請期間

申請のタイミング	令和6年度 申請受付期間 (先着順・予算額に達し次第終了)
契約前かつ 着工前 (原則1か月前まで)	令和6年10月30日(水)～令和7年1月31日(金) 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始は除く)
工事完了後、30日以内 又は 令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに実績報告書兼請求書を提出してください。	

補助金が振り込まれるまでの流れ



共通事項

1. 補助対象者

- ・自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所に、補助対象機器を設置する法人または個人
- ・埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者
埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条とは、年度（4月1日～翌年3月31日）のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k l以上の事業者又は大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗で、かつ、店舗面積1万㎡以上の事業者に地球温暖化対策計画の策定を義務付ける規定です。
- ・性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営んでいない者
- ・申請者（法人においては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）について、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動・運営に積極的に参加し、又は関与する者、その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）に該当しない者
- ・補助金の申請時及び実績報告時に市税等の滞納がない者
- ・令和7年2月28日（金）までに工事を完了させ、必要書類を添付して実績報告兼請求書を提出できる者
- ・同一年度内に本補助金の交付を受けていない者
- ・補助対象機器について、他の所沢市の補助金、または国庫を原資とする補助金の交付を受けない者

2. 申請方法

工事のお見積り後、所沢市省エネ機器導入補助金交付申請書【様式第1号】と必要書類（P8参照）をご用意いただき、**契約前かつ着工前** 30日前までに所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課にご提出ください。書類提出は、申請事業者の担当者、代理（ご家族・業者等）のどちらでも構いません。

	窓口提出	郵送提出
提出先	市役所5階 マチごとエコタウン 推進課窓口	〒359-8501 所沢市並木1-1-1 所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 省エネ機器導入補助金担当宛
注意事項	ご修正いただく場合がありますのでご印鑑をご持参ください。	・郵送による事故等の責任は負いかねます。郵送記録の残る形（書留等）でのご提出をお勧めします。 ・ <u>予算額に達した日以降に市役所に到達した申請書類は全て不受理となります。</u> お急ぎの場合は窓口にご持参ください。

・必要書類が揃った時点で受付となります。受付は先着順となり、予算額に達し次第終了します。

・書類に不足・不備等があった場合は、電話で連絡します。申請書には、**日中連絡が取れる連絡先**を記入してください。また、手元に控えを保管し、当課の電話番号(04-2998-9133)を登録していただくと、申請内容の確認のやりとりを滞りなく進めることができます。

不備等により受付を完了できていないなかで、工事契約や工事着手してしまった場合は補助金を交付することができません。ご注意ください。

3. 実績報告書兼請求書

補助対象工事を完了した日から**30日以内**又は**令和7年2月28日（金）**のいずれか早い日までに、所沢市省エネ機器導入補助金実績報告書兼請求書【様式第6号】に必要書類を添付して、提出してください。

郵送提出の期限は、**令和7年2月28日（金）必着**です。

4. 補助対象工事の変更

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更する場合は、「所沢市省エネ機器導入補助金変更申請書【様式第3号】」に変更内容が確認できる書類（変更契約書の写し、写真等）を添付し、**必ず変更箇所の工事を実施する前に提出してください。**

【変更申請が必要となる場合】

補助金申請額／契約の相手方／導入する機器 等

予算の執行状況により、追加決定ができない場合があります。

5. 補助対象工事の中止・廃止

補助金の交付決定を受けた後、補助対象の工事を中止または廃止する場合は、「所沢市省エネ機器導入補助金（中止・廃止）届出書【様式第5号】」を提出してください。

6. 管理

補助対象機器は、次の期間を経過するまで、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

・機器の取得価額 50万円**未満**

機器を設置した日の属する年度の翌年度から**5年間**

・機器の取得価額 50万円**以上**

設置した機器の**法定耐用年数**を経過するまで

7. 処分の制限

管理期間中において、補助金の交付の対象となった工事により取得した財産等を譲渡、

貸付、交換、担保に供すること又は取壊し（廃棄含む）はできません。これらの行為を行った場合は、**交付した補助金の全部又は一部を加算金とあわせて返還していただく場合があります。**

8. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、補助対象工事の完了した日の属する年度の翌年度から5年間（取得価額 50 万円以上の場合は法定耐用年数を経過するまでの間）、保存してください。

9. アンケート等の実施・協力

省エネ機器導入の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

補助対象項目・要件

補助対象項目・要件	高効率空調機器	<ul style="list-style-type: none"> 既に設置している空調機器に替えて設置するもの (新品に限る。新規導入や増設は対象外。) 入替前の機器と比較して 30%以上の CO₂排出量削減効果が得られること 		
	高効率照明機器	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの調光制御機能を有する LED 照明であること (新品に限る) <ul style="list-style-type: none"> <u>ア スケジュール制御機能</u> 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能 <u>イ 明るさセンサーによる一定照度制御機能</u> 明るさセンサーからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能 <u>ウ 在・不在調光制御機能</u> 人感センサー又は微動検知人感センサーからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能 <p>※イルミネーション等、装飾を目的としたものは補助対象外です。</p>		
補助金額		補助対象経費 (本体機器費・設置工事費) の 1/2 ただし、補助対象経費が 20 万円未満 の場合は 対象外	合算 上限額	300 万円
必要書類	申請時	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市省エネ機器導入補助金交付申請書【様式第 1 号】 ② 省エネ機器導入計画書【別紙 1】 ③ 事業者であることを証する書類 (法人の登記事項証明書 (履歴事項の全部事項証明書※3) 又は開業届出等) ④ 機器を導入する建物の登記事項証明書 (全部事項証明書) ※3 ⑤ 機器を導入する建物の全景写真 ⑥ 設置場所の配置図 ⑦ 設置予定場所の現況写真 ⑧ 補助対象経費の見積書の写し (機器費や工事費が分かるもの) ⑨ 既設機器との入れ替えによる CO₂排出量削減効果に関する資料 (高効率空調機器の場合) ⑩ 導入機器の性能を証する書類 (カタログ等) ⑪ 市税に滞納がないことの証明 ⑫ 誓約書【別紙 2】★ ⑬ チェックリスト《事前申請時》 		

実績 報告時	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市省エネ機器導入補助金実績報告書兼請求書【様式第6号】 ② 事業内容が確認できる契約書の写し、またはそれに代わるもの ③ 領収書等の写し（社判の押印があるもの） ④ 施工後の写真 ⑤ 要件を満たした製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑥ チェックリスト《実績報告・請求時》
-----------	--

※3 証明書は発行から3ヶ月以内の原本を提出してください。

必要に応じて提出する書類

- ・ 申請者以外の建物所有者がいる場合…建物所有者同意書【別紙3】

省エネ機器導入計画書や建物所有者同意書は、ホームページからダウンロードしていただく申請書類一式に含まれています。

